Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

令和１年 12 月 16 日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

空家を何とかしたいと考える所有者の方のために

空家等の対策に関する覚書を締結します

空家対策を推進するために、豊川市と豊川信用金庫とで空家等の対策に関する覚書を締結します。

記

１　目　的

空家等の除却、活用等を検討する所有者に対する金融に関する支援について、豊川市と豊川信用金庫とが連携協力することで、管理不全の空家の発生を抑制するなど空家対策の推進を図り、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とします。

２　締結日時及び会場

令和元年１２月２０日（金）　午前９時３０分から１０時００分
豊川市役所　市長応接室

３　取組内容

豊川市は空家等の所有者から空家等の除却、活用等の相談を受け、その相談に金融に関するものが含まれる場合に、所有者の同意のもと豊川信用金庫に情報提供をし、豊川信用金庫は可能な限り相談に応じるものです。

４　覚書締結の出席者（敬称略）

豊川信用金庫　真田副理事長、二橋常務理事　他
豊川市　　竹本市長、田中副市長　他

【お問合せ先】
豊川市役所 建設部 建築課 杉原・鈴木
TEL:0533-89-2144 Eメール：kenchiku@city.toyokawa.lg.jp

TOYOKAWA

かわしん

空き家対策応援ローン

空き家の解体や駐車場造成、賃貸目的の改築・改装費用等にご利用いただけます。

ご融資金額	最大 500万円
ご融資期間	最長 10年以内
ご利用利率	固定金利 年2.48%（保証料含む）

ご利用いただける方

- 借入申込時の年齢が満20歳以上、完済時年齢満80歳以下の方
- 安定・継続した収入がある方
- 当金庫の営業区域内に住居または事務所・勤務先がある個人の方
- 該当物件が本人、同居の配偶者、親または子の所有であること
- 該当物件の所有者が申込み者本人以外の場合は、所有者の同意を得ていること
- 過去に不渡り、借入に代位弁済等または、現在利用中の借入が履行延滞していない方
- 反社会的勢力でない方
- 当金庫所定の審査基準を満たし株式会社ジャックスの保証が受けられる方

お使いみち

- 空き家解体にかかる費用
- 空き家を賃貸するための改築・改装費用
- 空き家解体後の駐車場等の造成にかかる費用や、土地の有効活用にかかる各種設備費用
- 空き家の防災・防犯上の設備対策費用
- 空き家解体、改築、改装に伴う登記費用

ご融資限度額

- 10万円以上500万円以内（1万円単位）

ご利用期間

- 6か月以上10年以内（1ヶ月単位）

ご利用利率

- 固定金利　年2.480%（保証料含む）
  ※空き家活用にかかる連携市町村を通じてお申込みの場合は0.20%の金利優遇があります。
  ※連携市町村については窓口にお問い合わせください。

ご返済方法

- 毎月元利均等定額返済
  なお、ご融資金額の50%以内の元金についてボーナス返済併用もできます。

ご返済日

- お客様が指定する日

ご返済口座

- 当金庫ご本人名義の口座

融資形態

- 証書貸付

担保

- 不要です。

保証人

- 原則不要です。

遅延損害金

- 年14.5%

保証料

- ご融資利率に含みます。

保証会社

- 株式会社ジャックス

お申込み必要書類

- 本人が確認できる書類　運転免許証、健康保険証、パスポート等（写し）
- 所得証明書　・給与所得者　源泉徴収票、所得証明書等（写し）
  ・自営業者　納税証明書（1・2）または確定申告書（写し）
- 使途証明書類　見積書、注文書または請負契約書等（写し）
- その他　対象物件の土地・建物の不動産登記簿謄本（写し）
  未登記物件は建物の存在が確認できる書類（課税証明一覧表等）（写し）

手数料

- 一部繰上返済、全額繰上返済、条件変更をした場合、当金庫所定の手数料が必要となります。

その他

- 未登記物件を改築・改装する場合は、工事完了後に保存登記（居宅）を必須とします。
- 居宅以外を含む物件を改築・改装する場合は、工事完了後に居宅への変更登記を必須とします。
- 審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 返済額の試算につきましては、担当者または窓口までお気軽にお問い合わせください。

豊かなくらしのお手伝い
豊川信用金庫
http://www.kawa-shin.co.jp/

くわしくは、担当者または窓口までお問い合わせください。
0120 0120-18-9807

TY0106